

## 省エネ・再エネ補助金 よくあるお問い合わせ (FAQ)

### Q 1

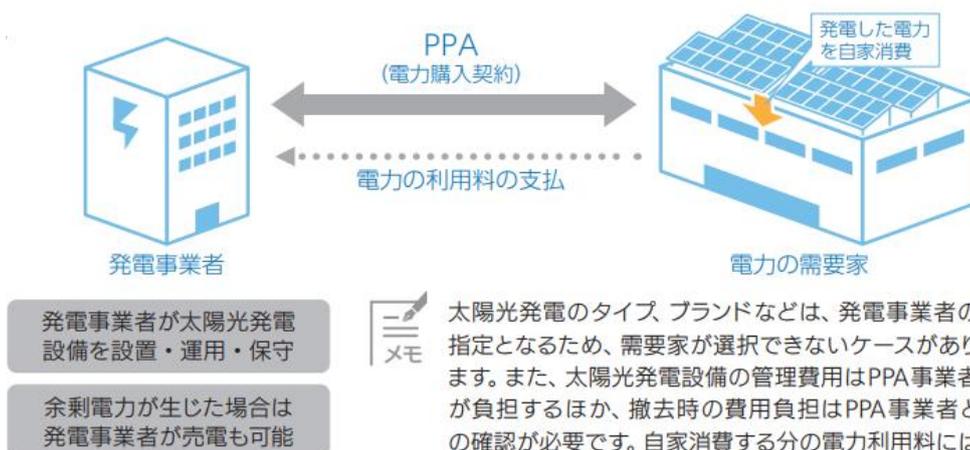
PPA とは？

(P2 3 補助対象事業等 表1 補助対象設備等 太陽光発電設備)

### A 1

太陽光発電設備の導入を初期投資ゼロで行う方法の一つです。

発電事業者に屋根を貸して太陽光パネルの設置から維持管理を行ってもらい、発電した電力を購入する方式です。PPAはPower Purchase Agreement (電力供給契約) の略で「第三者所有モデル」とも言われます。



環境省パンフレット「自家消費型太陽光発電設備の導入」より

### Q 2

20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置することとあるが、屋上設置の場合も柵や塀を設置し掲示も必要か。

(P3 交付要件 d (e))

### A 2

屋上設置の場合は必要ありません。

### Q 3

太陽発電設備に関して、「需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。」とあるが、これはどのように算出すればよいか。

(P4 表1 補助対象設備等 太陽光発電設備 交付要件 g (a))

### A 3

補助金対象設備で発電した電力を、国の要領、及び市要領（省エネ・再エネ補助金ガイド）に定める割合（50%）以上自家消費できない場合には補助金交付事業の対象外となります。

年間の想定発電量及び自家消費量については、専門業者に依頼するなどにより試算したうえで、第1号様式別紙1 補助金等交付申請書付属資料（事業計画・収支予算等）の、5補助事業により導入する太陽光発電設備の用途等（申請設備が太陽光発電設備の場合）の（自家消費の見込欄）にご記入ください。

また、対象設備を設置した後の1年ごとの自家消費実績について、報告を求めています。その際、例えば、年に1度、計測器等の数値から自家消費比率を逆算いただき、疑義があるときには、小売電気事業者との需給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票や、毎月の発電電力量の記録等を活用いただき、状況確認にご協力をしていただくこと等が必要となります。

### Q 4

太陽光発電設備について、kW単位で補助額が決まっているが、この時のkWはパネルベースかパワーコンディショナーベースか。

(P4 表1 補助対象設備等 太陽光発電設備 補助金の額（補助率）)

### A 4

交付額の算定に用いる太陽光発電設備の出力（kW）については、太陽電池モジュールのJIS規格などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で少数点以下を切り捨てた値としてください。

### Q 5

「従来の空調機器等に対して30%以上省CO<sub>2</sub>効果が得られるもの」と記載があるが、どのように算出し、証明すればよいか。

(P5 高効率空調機器への更新 交付要件)

A 5

既存の空調機器に対して、更新後の空調機器が30%以上の省CO2効果が得られることを証明するシミュレーション資料を提出いただく必要があります。

その際は、シミュレーションに使用した算定資料や、機器の型番等も示してください。詳しくは設置工事会社等にご相談ください。

なお、CO2削減効果については、環境省にて公表している、

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」

(<https://www.env.go.jp/content/900443893.pdf>) や

「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック」

(<https://www.env.go.jp/content/900442688.pdf>)

等を参考にしてください。

Q 6

太陽光発電設備の付帯設備として、自営線やエネルギーマネジメントシステムは補助対象となるか。

(P5 4 補助対象経費 表2 補助対象経費)

A 6

国の重点対策加速化事業のメニューにはあるが、本市の事業計画にはないため、補助対象経費とはなりません。

Q 7

太陽光発電設備の建物屋上設置の前に、防水工事を実施することが必要な場合、防水工事に係る経費は補助対象経費となるか。

(P5 4 補助対象経費 表2 補助対象経費)

A 7

補助対象経費とはなりません。

Q 8

調査・設計にかかる費用は交付対象となるか。

(P5 4 補助対象経費 表2 補助対象経費)

A 8

設備の設置に係る調査、設計（基本設計・実施設計）については補助対象経費に含まれており、必要最低限度の範囲に限って補助対象経費となります。

また、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（F S調査やポテンシャル調査等））については補助対象経費となりません。

Q 9

設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となるが、交付対象経費として計上できるか。

（P5 4 補助対象経費 表2 補助対象経費）

A 9

建物（カーポート本体などを含む）は補助対象経費とはなりません。また、建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置などに伴う建築物の躯体などに関する工事も補助対象外となります。

Q 10

新しい空調設備を設置するために、古い空調設備を撤去する必要がある場合、その撤去費用は補助金の対象経費としてよいか。

（P5 4 補助対象経費 表2 補助対象経費）

A 10

古い設備を撤去する必要がある場合でも、その撤去費は補助金対象経費とはなりません。

Q 11

太陽光発電設備設置に伴いキュービクル（高圧受電設備）の改造が必要となりました。

このキュービクルの改造費用は補助金の対象経費となりますか。

（P5 4 補助対象経費 表2 補助対象経費）

A 11

太陽光発電設備で発電した電気を自家消費するための集電盤の新施や改変及びキュービクルの改変は補助金交付対象となり得ます。なお、太陽光発電設備と既存設備で設備を併用する場合、補助対象経費を按分する（補助対象設備である太陽光発電設備と、補助対象

外設備とでキュービクルを併用する場合は、改変費用のうち、補助金交付対象事業設備に掛かる費用を算出する主旨) 必要があります。

Q 1 2

実績報告の提出時に、リースやPPAの場合はどのような書類が必要か。

(P10 8 実績報告 表5 (2)補助対象設備等設置工事契約書等の写し)

A 1 2

リース契約書、PPA 契約書の提出をお願いします。